

「第43回全国中学生人権作文コンテスト」島根県大会実施要領

1 主 催

松江地方法務局、島根県人権擁護委員連合会

2 後 援（予定）

島根県教育委員会、山陰中央新報社、日本海テレビ、B S S山陰放送、NHK松江放送局、T S Kさんいん中央テレビ（順不同）

3 趣 旨

次代を担う中学生が人権問題について作文を書くことによって、人権尊重の重要性、必要性についての理解を深めるとともに豊かな人権感覚を身に付けること、及び入賞作品を国民に周知広報することによって、広く一般に人権尊重思想を根付かせることを目的とする。

4 実施方法

松江地方法務局人権擁護課、各支局及び各人権擁護委員協議会は、適宜の方法により一次審査会を実施し、6(2)アの推薦基準に従いその代表作品を島根県大会に推薦する。

松江地方法務局及び島根県人権擁護委員連合会は、島根県大会に推薦された代表作品を審査し、特に優秀な作品を、法務省及び全国人権擁護委員連合会が主催する中央大会へ推薦する。

5 応募規定

(1) 対象

島根県内の中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部に在学する生徒並びに外国人学校に在学する者で中学生に準ずる生徒

なお、国外にある日本国内の中学校と同等の教育を行う日本人学校等に在学する生徒から応募があった場合の取扱いについては、松江地方法務局と法務省

人権擁護局との間で協議する。

(2) 作文の内容

日常の家庭生活、学校生活、グループ活動あるいは地域社会との関わりなどの中で得た体験等を通じて、基本的人権の重要性、必要性について考えたことなどを題材としたものとする。

(3) 応募原稿の枚数

学校名、氏名、題名を除いて、400字詰原稿用紙5枚以内とする。外国語で作文を作成した場合又は視覚に障害があり、点字若しくは録音テープで作文を作成した場合には、それぞれ400字詰原稿用紙5枚以内の翻訳文、墨字又は反訳文とする。

なお、5枚を超えた場合は、審査の対象とならない。

(4) 作文様式

提出する作文については、手書き、パソコン等で作成したものいずれも可とする。

(5) その他

生成AIを利用して作成したものを自己の作品として提出した場合は、審査の対象とならない。

6 応募方法及び島根県大会への推薦

(1) 島根県大会への応募

各学校において、応募のあった作品を取りまとめの上、法務局へ送付する。

なお、各学校における応募数に上限は設けないこととするほか、各学校において自主的に選定し、応募して差し支えない。

ア 応募方法

別紙「作品送付先一覧表」に掲げた該当の法務局宛てに、次のものを送付する。

- ・作品の原本
- ・別紙様式「学校応募票」

イ 応募期限

令和6年9月12日（木）

(2) 島根県大会への推薦

松江地方法務局人権擁護課、各支局及び各人権擁護委員協議会は、一次審査会を実施し、その代表作品を島根県大会へ推薦する。

ア 推薦基準

島根県大会への推薦作品数は、一次審査会の応募数に応じて次のとおりとする。

500編未満の場合	5編
500編以上 600編未満の場合	6編
600編以上 700編未満の場合	7編
700編以上 800編未満の場合	8編
800編以上 900編未満の場合	9編
900編以上の場合	10編

イ 推薦期限

令和6年10月16日（水）

7 島根県大会審査会

(1) 審査日（予定）

令和6年11月7日（木）

(2) 審査員

主催者が選出する。

(3) 入賞発表の日（予定）

令和6年11月26日（火）

(4) 表彰（予定）

- 最 優 秀 賞 (1編)
- 山陰中央新報社賞 (1編)
- 優 秀 賞 (3編)
- 佳 作 (15編程度)
- 奨 励 賞 (若干編)

(5) 表彰日（予定）

令和6年12月中

8 その他

- (1) 応募作品は、返却しない。
- (2) 応募作品は、他の作文コンテストに応募していない未発表のものに限る。
- (3) 応募作品の著作権は、主催者に帰属するものとする。
- (4) 上記7(4)の佳作以上の入賞作品については、応募者の学校名、学年及び氏名（下記(6)の場合を除く）、応募作品の題名を、松江地方法務局ホームページへの掲載、広島法務局 YouTube チャンネルへの掲載、報道機関に対する報道依頼等により公表するとともに、作品の内容を「全国中学生人権作文コンテスト島根県大会作文集」に収録し、広く啓発用として一般に配布する。さらに、最優秀賞及び山陰中央新報社賞の受賞作品については、報道機関に対する報道依頼等により作品の内容を公表する。
- (5) 中央大会への推薦作品については、応募者の学校名、学年及び氏名、応募作品の題名を公表（下記(6)の場合を除く）するとともに、法務事務次官賞以上の受賞作品については法務省ホームページ、作文集等において作品の内容を公表する。また、その他の推薦作品の内容についても、公表することがある。さらに、当該公表作品について、法務省以外の第三者による刊行物への掲載を許可することがある。

なお、作品の公表に当たっては、作品の趣旨を損なわない範囲で一部修正することがある。
- (6) 作品の公表に当たっては、応募者の意向に応じて、「氏名」、「学年・氏名」又は「学校名・学年・氏名」を非公表とする。

別紙

作品送付先一覧表

学校の所在地	送付先	住所及び電話番号
松江市・安来市	松江地方法務局 人権擁護課	〒690-0001 松江市東朝日町192番地3 TEL(0852)32-4260
出雲市・大田市 雲南市・仁多郡 飯石郡	松江地方法務局 出雲支局	〒693-0028 出雲市塩冶善行町13番地3 TEL(0853)20-7732
浜田市・江津市 邑智郡	松江地方法務局 浜田支局	〒697-0026 浜田市田町116番地1 TEL(0855)22-0959
益田市・鹿足郡	松江地方法務局 益田支局	〒698-0027 益田市あけぼの東町4番地6 TEL(0856)22-0429
隠岐郡	松江地方法務局 西郷支局	〒685-0016 隠岐郡隠岐の島町城北町55番地 TEL(08512)2-0240

「第43回全国中学生人権作文コンテスト」島根県大会

学 校 応 募 票

学 校 名	
電 話 番 号	
担 当 者 名	

全 校 生 徒 数	名
総応募生徒数 ※人権作文を書いた全生徒数	名
送 付 作 品 数 ※法務局へ送付する作品数 【※送付作品数と総応募生徒数が同数の場合、本欄は記入不要】	編